

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（拡充）

【農業用施設災害関連事業 611（305）百万円の内数】

対策のポイント

洪水、台風等により、或いは外国から大規模に海岸に漂着した流木・ゴミ等が海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にその処理を行います。

- ・ 日本の沿岸においては、洪水、台風等による流木や外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる問題が深刻化しております。
- ・ これらへの対応は、海岸管理者等による処分がおこなわれているものの、現状、海岸には漂着流木・ゴミ等が残されているところもあり、海岸保全施設の機能低下が懸念されています。

政策目標

海岸保全施設の機能を維持し、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護

< 内容 >

洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより堤防、離岸堤等の機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を行い災害の防止を図ります。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 地方公共団体
- 2．補助率 1 / 2
- 3．事業実施期間 平成20年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2210（直））]